

解約通知書を提出する前に、必ず当社まで連絡して下さい。

解約通知書

(住居・店舗・事務所用)

記入日： 年 月 日

● 物件名：	号数
● 契約者名：	
● 連絡先：	
● 解約日：	年 月 日 予定
● 転居先：	

解約通知は1ヵ月前までに、当社に連絡して下さい。

1ヵ月に充たない場合(緊急解約)、一年未満解約の場合は違約金が生じます。

● 立会い日時：	年 月 日	時
----------	-------	---

※立会い日時が他物件と重なった場合は調整して連絡します

【敷金が[有]の場合の返金口座】

金融機関名：	支店	
口座番号	当座・普通	NO.
名義人		

- ① 本解約通知書が当社に届いた時点で、当社が新規募集を行うこととなりますので、解約日の変更・延期等はできません。万が一明け渡しが遅延しその遅延によって損害が生じた場合の責任を負うこととなります。
- ② 解約日以前に明け渡しした場合でも、契約書とおり解約日までの家賃等が生じることに異議申し立てないこととします(日割り精算なし)。
- ③ 退去立会時に、当社が鍵を受け取った時点で、お部屋の明け渡しが完了したこととなります(お部屋への出入りができなくなります)。
- ④ お部屋は、入居時の状態であることをご確認してください。粗大ゴミの処分、インターネット機器の撤去、公共料金の解約届、郵便局への住所変更届出、保険の解約等の確認・手続きをして下さい。
※粗大ゴミ・残置物がある場合は、当社にて処分料を請求されても異議申し立てをしないこととします。
※インターネット機器は、退去日までに撤去を完了して下さい。
- ⑤ 管理人がいる場合は、管理人にも連絡をして下さい。

※ 上記並びに解約精算書において、賃借人負担額が発生した場合、不動産会社(管理会社)の指定日までに賃借人負担額をお支払いすることをお約束いたします。なお、指定日までに賃借人負担額をお支払いできなかった場合、不動産会社(管理会社)が家賃保証会社に代位弁済を依頼することを承諾いたします。

借主

印

上記内容を記入後、郵送かFax、Mailでご返送ください。

【管理】

有限会社 丸建商事

鹿児島市南林寺町18番19号

Tel : 099-225-2957

Fax:099-227-3757



r.oriyawa.maruken@gmail.com